

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>ジブチ共和国南部に位置するホルホル難民キャンプには、ソマリアやエチオピア、エリトリア等の政情不安から逃れ辿り着いたものの、厳しい生活環境の中、教育の機会が奪われたり、虐待やネグレクトを受けたり、保護者がおらず養育されていない子どもたちが存在する。しかし、同地には、子どもたちが集まり安全に過ごす場所や虐待等の問題があった時に相談・通報できる場所、住民が子どもの保護に関して話し合う場所は存在せず、住民の子どもの権利に関する意識も低い。子どもの権利の重要性を伝える看板もなく、普及し、推進する人材も育っていない。その結果、子どもたちのライフスキル¹（生きる力）は、適切に育まれていない。本事業では、子どもの保護活動を促進する「子どもの保護センター」や「子どもの広場」、「多目的センター」を建設、子どもの保護啓発看板及び提案箱等を設置するとともに、子どもの保護を促進する青少年リーダーの育成を通じて、子どもがライフスキルを高めるための「子どもの広場」活動を実施し、地域への子どもの権利や保護の啓発活動を行う。</p> <p>This project aims at establishing foundation for child protection in the Holl Holl village, which is located in the southern part of the Republic of Djibouti and accommodates refugees from surrounding countries with unstable political situations such as Somalia, Ethiopia and Eritrea. Deprivation of education opportunities, child abuse and neglect cases, and separated/unaccompanied children are widely observed in this village, while no facility exists for child protection, nor core human resources to promote child protection have been developed. This results in lack of children's life skills.</p> <p>In order to improve such situations, the project is firstly to construct necessary facilities such as child protection center, child friendly space (CFS), community space center, and billboards for awareness raising. Secondly, the project is to provide trainings for youth leaders to conduct life skill activities for refugee children and awareness raising on child protection in the village.</p>
(2) 事業の必要性（背景）	<p>(ア) ジブチ共和国における開発ニーズ</p> <p>ジブチの国土は狭小であり、自然環境も厳しく、港湾・物流等のサービス業以外に経済を牽引する産業はなく、経済社会基盤は脆弱である。米 CIA の統計によると、1日 1.25 ドル未満で生活する人々の割合は約 2 割に達する(2015 年)。一方で、不安定な「アフリカの角」に位置し、アジア、アフリカ、欧州をつなぐ海上交通路の要衝であるジブチは、1977 年の独立以来、常に多くの難民を周辺各国から受け入れてきた。95 万人の人口に対し、約 31,000 人の難民・亡命希望者を受け入れている(国連難民</p>

¹ ライフスキルとは、1993 年世界保健機関（WHO）によって、「日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」と定義され、次の 10 項目を示す。(1) 自己認識、(2) 共感性、(3) 効果的コミュニケーションスキル、(4) 対人関係スキル、(5) 意思決定スキル、(6) 問題解決スキル、(7) 創造的スキル、(8) 批判的思考、(9) 感情対処スキル、(10) ストレス対処スキル。

高等弁護官事務所 (UNHCR) 2020 年 8 月)。

(イ) 申請事業背景

1991 年のソマリア中央政府崩壊に伴って発生したソマリア難民に対応するため開設されたホルホル難民キャンプは、2020 年 8 月末現在で約 6,500 人が居留 (うち、エチオピア難民 62%、ソマリア難民 34%、その他 4%。約半数が子ども) しており、1 年半前と比較すると約 1,000 人の増加となっている。これは、2018 年初頭にエチオピアでの政情悪化を受けて 1,000 人規模の難民が同キャンプに流入したことが要因である。これらの難民は、十分な資金を持たず、第三国への移住やジブチ市内の親戚家族等に身を寄せることができない最も脆弱な層となっている。

ホルホル難民キャンプでは、薪を集めや物乞いをさせられる等の児童労働に従事させられる子どもも多く、中には売春を強要されるケースも発生している。さらに、キャンプ内では、親や教師からの暴力や虐待、ネグレクトも存在し、障害を持つ子どもや紛争により本国からジブチに逃げる過程で、保護者を失った孤児も適切に養育されていない。しかしながら、ホルホル難民キャンプには、子どもたちが集まり安全に過ごす場所や虐待等の問題があった時に相談・通報できる場所、親たちが子どもの保護に関する集会を開く場所 (子どもが保護されるための施設) は存在せず、また、住民の多くは、キャンプの中で長年暮らす中、子どもの権利について学ぶ機会も限られてきたため、児童労働や教育の不在について問題と認識している層も限られている。キャンプ内には、子どもの権利や保護の重要性を伝える看板もなく、普及し、推進する人材も育っていない。また、根本的な問題として、国際基準で難民キャンプ内では、子ども保護の活動が行われなくてはいけない中、同地では、子どもの活動をおこなっている団体がないために、子どもの正確な人口、虐待や孤児のケース等の統計情報も集められておらず、各機関においても、対応策が取れない状況にある。その結果、ホルホル難民キャンプでは、子どもたちのライフスキル (生きる力)、適切に育まれていない。

なお、ジブチ国における COVID-19 感染状況は、2020 年 3 月 24 日から 5 月 16 日までの期間、国内へ外出禁止令が発出され、4 月末及び 5 月末に COVID-19 感染者数が増加したものの、それ以降感染者数は減少傾向にある。事業地であるホルホル難民キャンプにおいては、4 月から 5 月に 3 名の感染者が確認され、5 月に同 3 名の回復が報告されて以降、新規感染者は確認されていない。これらの状況に対し、外出禁止令下においても申請団体は子どもの保護活動を継続実施してきており、UNHCR 等国連機関もジブチ政府 ONARS や保健省と連携しながら食糧提供等の活動を実施してきた。そのため、本申請事業実施に際しては、申請団体のこれまでの実績を活用し、UNHCR をはじめとする提携団体との連携を通じ、十分に COVID-19 感染防止対策を取ると同時に、COVID-19 そのものやその負の影響に対する裨益者の対応力を高めるような、ライフスキル向上をめざす活動の必要性も非常に高まっている。

	<p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性</p> <p>目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する</p> <table border="1" data-bbox="459 465 1406 801"> <thead> <tr> <th>ジェンダー平等</th> <th>環境援助</th> <th>参加型開発／ 良い統治</th> <th>貿易開発</th> <th>母子保健</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>2:主要目標</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> </tr> <tr> <td>栄養</td> <td>障害者</td> <td>生物多様性</td> <td>気候変動(緩 和)</td> <td>気候変動 (適応)</td> <td>砂漠化</td> </tr> <tr> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> <td>9:不明/未 定</td> </tr> </tbody> </table> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性</p> <p>2019年9月に策定された日本政府の「対ジブチ共和国国別開発協力方針」において「地域の安定化努力支援」は3つの重点分野の1つに指定され、「積極的な難民・移民受け入れ政策を展開するジブチ政府の努力を後押しするため、関連する国際機関及びNGO等と協力しつつ、難民・移民に付随する各種課題への対応に対する支援を行う」ことが掲げられている。2019年9月時点の「対ジブチ共和国事業展開計画」においてもソマリア、エチオピア、イエメン等より流入する難民に対する協力プログラムが含まれており、かつ本事業は「難民・移民の受入れ等によって国内経済を逼迫するとともに、時に難民・移民と受入れコミュニティの間で軋轢を生む原因にもなっている」という現状と課題へ貢献するものである。</p> <p>●「TICAD 7における日本の取組」との関連性</p> <p>本事業の難民の人材育成は、「TICAD 7」における3つの柱のうち、広く「人間の安全保障・SDGsの実現」(「社会」)に貢献すると同時に、特に「難民・国内避難民支援と若者を中心とした人道支援」(「平和と安定」)に直接貢献する。</p>	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災	9:不明/未 定	9:不明/未 定	2:主要目標	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩 和)	気候変動 (適応)	砂漠化	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定
ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災																				
9:不明/未 定	9:不明/未 定	2:主要目標	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定																				
栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩 和)	気候変動 (適応)	砂漠化																				
9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定	9:不明/未 定																				
<p>(3) 上位目標</p>	<p>エチオピアやソマリア等からジブチ共和国ホルホル難民キャンプにやってきた子どもたちが、安全に、かつ安心して暮らすことができる。</p>																								
<p>(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)</p>	<p>ジブチ共和国ホルホル難民キャンプに暮らすエチオピアやソマリア等からの難民の子どもたちが適切に保護される環境が整えられる。</p> <p>ホルホル難民キャンプの2地区(※)において、難民の子どもたちが適切に保護される環境が整えられる。</p>																								
<p>(5) 活動内容</p>	<p>1年次</p> <p>(ア) ハードコンポーネント</p> <p>(1) 「子どもの保護センター」の建設活動</p> <p>ホルホル難民キャンプにおいて、個別の問題解決に向けたカウンセリング及び同キャンプにおける子どもの保護等に関する啓発活動を実施する「子どもの保護」の拠点として「子どもの保護センター」を建設する。子どもの保護センターは、カウンセリングを受ける子ども及び付き添いの保護者のプラ</p>																								

※キャンプは、6 地区に分かれている。

イバシー保護の観点から、同センター内外は壁で囲まれており、かつ建物内に設置するカウンセリングルームは 2 部屋設置し、いずれも扉付きの個室とする。また子どもの保護等に関する啓発活動するための大部屋を同センター内に設置する。キャンプ全体で子どもを保護していく環境をつくっていくため、カウンセラーの資格を有する現地研修責任者及び子どもの保護オフィサーが、同キャンプの住民を対象に、「子どもの保護」に関する知識等を身につける啓発活動を実施する。

また、国連や同キャンプで活動している団体間との会合等から得られた子どもの保護に関する情報（研修予定や、国連・ジブチ政府等からの子どもの教育等に関する情報）や申請団体によるカウンセリングや啓発活動等の活動を通じて得た子どもの統計情報をまとめ、同センター内に掲示することで啓発に役立てる。同センターは、難民が気軽に立ち寄り子どもの保護に関する情報を得ることができる場とし、同キャンプ内における子どもの保護に関する情報集約の拠点をしていく。

なお、建設業者選定は入札による決定とし、建設担当者が、国際的な建設基準の観点を踏まえて日々の現場作業を監督する。

1. 建設会社選定

新聞広告等による工事入札を行い、公平・公正な業者選定を実施する。

2. 建設工事

建設担当オフィサーによるモニタリングを適宜行い、瑕疵のない建設が行われるよう監督する。

3. 机や椅子、棚等の整備

キャンプ住民との情報収集・共有やカウンセリング等の活動を行うために必要な物品を整備する。

(2) 「子どもの広場」の建設活動

傷やストレスを負った子どもたちが健全に育つために、下記 (イ) (1) に記載のとおり、リーダー研修に参加する青少年が「子どもの広場」活動を実施し、かつ現地研修責任者（カウンセラー）が、児童虐待の早期発見等を行うための場所として「子どもの広場」を設置し、キャンプ内全 6 地区のうち、1 年次は 2 地区を対象に設置する。「子どもの広場」は、青少年は子どもの保護活動の実施能力を向上させる場として、子どもたちはスポーツや文化活動を通じライフスキルを高める場として活用することができる。「子どもの広場」活動については、(イ) (2) で後述する。さらに現地研修責任者が「子どもの広場」活動に参加する子どもたちの様子を観察することで、児童虐待の早期発見等により (ア) (1) 「子どもの保護センター」でのカウンセリングの実施等へつなげる。なお「子どもの広場」は、ジブチの厳しい暑さから子どもたちを守るために屋根付きの建物とし、かつ開放感のある造りとするため外が見える空間とし、外部とは金網で区切ることで、子どもたちが安全に活動できるようにする。

(1) 同様、入札による建設業者選定を実施し、建設担当者が国際的な建設基準の観点を踏まえ日々の現場作業を監督する。

1. 建設会社選定

新聞広告等による工事入札を行い、公平・公正な業者選定を実施する。

2. 建設工事

建設担当オフィサーによるモニタリングを適宜行い、瑕疵のない建設が行われるよう監督する。

(3) 子どもの保護の啓発看板及び提案箱の設置活動

ホルホル難民キャンプ内に子どもの保護や権利に関する啓発看板や掲示板、状況改善のための提案箱を設置する。保護者は体罰を当然のしつけと認識しているケースも多く、キャンプ全体への周知を図るために、啓発看板を設置する。また、名前や顔を特定されることなく、適切に難民の人々が団体の活動へ提案する権利を確立し、活動の改善へと反映していくために、提案箱を設置する。

(イ) ソフトコンポーネント

1年目に建設する「子どもの広場」でカバーする2地区を対象に、以下(1)と(2)を実施する。

(1) 子どもの保護に関する青少年リーダー育成研修

研修実施者及び通訳：現地研修責任者（カウンセラー）及び子どもの保護オフィサー

対象：対象2地区から、1回平均15名の青少年（下記(2)の「子どもの広場活動」のアニメーター（ファシリテーター）である青少年が中心）（キャンプ外4回、キャンプ内2回：計6回）

※キャンプ外：首都ジブチ市及びアリサビエ市。（キャンプからの距離はほとんど変わらないため、日程上、会場確保状況、ジブチ政府によるCOVID-19への対処方針を踏まえ、ジブチ政府ONARS、UNHCR等と協議した上で決定する。なお、2020年3月24日から5月16日までの外出禁止令下を含め、現在まで、申請団体はONARS及びUNHCRと協議の上、アリアデ、ホルホル、マルカジ難民キャンプにおいて4月以降家庭訪問等の子どもの保護活動を実施している。）

目的：本研修を受講する青少年が、青少年リーダーとして、子どもの保護推進に係る知識と技術を向上させ、安全な(イ)(2)「子どもの広場」活動の企画・運営を行なえるようになる。

内容（仮）：日々の活動の様子を見ながら、青少年リーダーたちが抱える実際の課題に沿って、内容を最終調整する。なお本研修は、講義に加え、ワークショップやディスカッション等も交え、実践的に学ぶものとする。

1. 子どもの権利／保護研修

- ・ 子どもの権利4本柱
- ・ ライフスキル10項目（(1)自己認識と(2)共感性を中心とする）

2. 国際基準の確認と子どもの広場の運営方法、行動規範の作成

- ・ 「子どもの広場」運営に関する国際基準
- ・ 「子どもの広場」における行動規範の策定
- ・ 事故時の応急処置訓練
- ・ COVID-19感染防止対策指導

3. 記録方法

- ・ 子どもの出欠記録や家庭訪問記録の取り方
- ・ 記録情報の適切な読み取り方

4. 家庭訪問方法

- ・ 難民キャンプにおける家庭訪問実施の目的と意義
- ・ 家庭訪問実施時の留意事項

5. コミュニティへの啓発活動方法／アドボカシー

- ・ 上記1～4の研修内容の整理
- ・ コミュニティへの子どもの保護に関する情報発信の企画・提案

6. 啓発活動

- ・ 5で提案した企画のコミュニティへの実践活動

研修理解度の確認方法：研修内ワークショップの発表資料作成を通して、参加者の理解の浸透を図る。さらに研修の理解度テストを実施し、理解度の低いトピックについては適宜復習研修を実施する。

なお本研修では、チームビルディングの場としての昼食会を開催する。研修には、様々なバックグラウンドを抱える難民の参加が予想され、かつ研修受講後の青少年は、青少年リーダーとして「子どもの広場」活動や青少年リーダー会議の場等で互いに協力しながら活動することが求められる。そこで、研修の一環として昼食会を開催し、チームビルディングの場として活用することで、今後の「子どもの広場」活動における企画・運営の円滑化、ひいては「子どもの広場」活動に参加する難民の子どもたちのライフスキル向上へ繋げることを見込んでいる。なお昼食会は、COVID-19 感染防止対策実施の上で開催することとする。

(2)「子どもの広場」活動

対象：1 回上限 15 名の子ども（週 5 回）、保護者 15 名（6 回）、青少年リーダー 7 名（12 回）

目的：参加者である子どもたちが、文化活動やスポーツを通じてライフスキル（生きる力）を高める。具体的には、絵を描くことでライフスキルの（7）創造的思考を高めるとともに、スポーツを通じて、譲り合い・順番待ち・気遣い等を養う（2）共感性、（3）効果的コミュニケーションスキル、（4）対人関係スキル、（9）感情対処スキル、（10）ストレス対処スキルを身につける。青少年リーダーは本活動の企画・運営を通じて、子どもの保護活動を実施する能力を実践的に向上させる。また本活動中は、現地研修責任者が児童虐待の早期発見等のために、参加している子どもたちを観察し、子どもを保護することにつながる。

監視体制：本活動は子どもの保護オフィサーが常駐及び監督の下、青少年リーダーが活動内容の企画・運営を行なう。事故等が発生した際には、子どもの保護オフィサー及び青少年リーダーが、必要に応じて常備している救急キットで応急処置を行ない、同キャンプ内にある保健省クリニックと連携し対応する。なお参加する子どもたちの怪我や事故を未然に防ぐため、週末に子どもの保護オフィサーと青少年リーダーは、翌週に実施する活動内容について話し合い、活動内容に危険性が含まれていないか確認する。本活動終了時には、子どもの保護オフィサーと青少年リーダーは活動の振り返りを行ない、プロジェクトマネージャーへ振り返り内容を報告する。

1. 活動場所の調整

（ア）（2）の「子どもの広場」建設が完了するまでの活動場所を、キャンプを管轄する UNHCR 及び現地政府難民・被災民保護局（ONARS）と調整する。

2. 子どもの登録

子どもの保護オフィサー主導の下、青少年リーダーが、3 で後述する「子どもの広場」のライフスキル向上研修に参加する子どもたちの登録を行う。その際、子どもの保護オフィサーは保護者への活動説明と、子どもが活動に参加することの了承を得る。

3. 「子どもの広場」活動の実施

2 で参加登録した子どもたちを対象に、子どもの保護オフィサー監督の下、（イ）（1）の青少年が中心となり企画・運営を行い、平日の夕方にスポーツや文化活動を通したライフスキル向上研修を実施する。また現地研

修責任者は、日常的な活動を通じて子どもの状況を把握しながら、カウンセリングや指導をすることで、問題の早期発見につなげる。なお COVID-19 の影響下では、子どもへの身体的及び性的暴力事例が多発している。そのため、現地研修責任者及び子どもの保護オフィサーは、青少年リーダーを対象に自己防衛に関する啓発活動等を実施し、青少年リーダーが子どもたちへ、自己防衛の指導をできるようにする。

なお、子どもの保護オフィサー及び青少年リーダーは、ODA 及び当団体のロゴが入った専用ユニフォームを着用し、本事業に従事する（子どもの保護オフィサー4名、青少年リーダー15名、合計19名分と予備1枚）。

「子ども広場」活動中に子どもたちが助けを必要とする際には、ユニフォームを目印に子どもたちが子どもの保護オフィサーや青少年リーダーに声をかけることができるよう促すこと、また日本政府による支援資金であることを周知しN連事業のプレゼンスを高めることを目的とする。

4. 保護者会議

「子どもの広場」に参加する子どもたちの保護者を中心に、キャンプ内で子どもたちが抱える課題を話し合い、子どもの保護強化への提言を行う。特に COVID-19 の影響下では、子どもへの身体的及び性的暴力事例が多発しているため、申請団体スタッフが保護者を対象に、子どもの権利を保護することを目的とした啓発活動等を実施し、キャンプ全体で子どもの保護をしていく環境をつくる。

5. 青少年リーダー会議

(イ) (1)の青少年が、「子どもの広場」活動の改善策について活動参加者の子どもを交えて月1回話し合い、子どもの意見を反映させた提言を行う。本会議では、ライフスキルの(5)意思決定スキル、(6)問題解決スキル、(7)創造的スキル、(8)批判的思考を身につける。「子どもの広場」開催時間中に行うため、1回の青少年参加者数は登録者の半数とする。

2年次

(ア) ハードコンポーネント

(1) 「子どもの広場」の拡充

1年次に建設する「子どもの広場」では地理的にカバーしていない同キャンプの残り4地区を対象として、ライフスキル向上を目指した活動の場である「子どもの広場」の活動を実施する場所を2棟建設する。各地区は離れており（一部は大きな川がある）、小さな子どもたちがキャンプ内一箇所に参加することはできないため、2地区ごとに1箇所設立する。

1. 建設会社選定

新聞広告等による工事入札を行い、公平・公正な業者選定を実施する。

2. 建設工事

建設担当オフィサーによるモニタリングを適宜行い、瑕疵のない建設が行われるよう監督する。

(2) 子どもの保護の啓発看板及び提案箱の設置活動

キャンプ内に子どもの保護や権利に関する啓発看板や掲示板、状況改善のための提案箱を設置する。(1-1 建設会社選定、1-2 建設工事)

(イ) ソフトコンポーネント

2年目に建設する「子どもの広場」でカバーする4地区を対象に、1年目と同様の以下2種類の研修を新たに実施するとともに、1年目に実施した2地区へのフォローアップを行う。2年間で、キャンプ全域で子どもの

保護活動が実施されるようになる。

(1) 子どもの保護に関する青少年リーダー育成研修

研修実施者及び通訳：現地研修責任者及び子どもの保護オフィサー

対象：(1)の対象新規4地区から、1回平均15名の青少年（キャンプ外4回、キャンプ内2回：計6回）※キャンプ外：首都ジブチ及びアリサビエ市。（キャンプからの距離はほとんど変わらないため、日程上、会場確保状況によって決定）

目的：申請団体は、本研修を受講する青少年が、青少年リーダーとして、子どもの保護推進に係る知識と技術を向上させ、安全な（イ）(2)「子どもの広場」活動の企画・運営を目的とし、以下1～7の活動を実施する。

1. 子どもの権利／保護研修

- ・ 子どもの権利4本柱
- ・ ライフスキル10項目（(1)自己認識と(2)共感性を中心とする）

2. 国際基準の確認と子どもの広場の運営方法、行動規範の作成

- ・ 「子どもの広場」運営に関する国際基準
- ・ 「子どもの広場」における行動規範の策定
- ・ 応急処置訓練
- ・ COVID-19感染防止対策指導

3. 記録方法

- ・ 「子どもの広場」の子どもの出欠記録や家庭訪問記録の取り方
- ・ 記録情報の適切な読み取り方

4. 家庭訪問方法

- ・ 難民キャンプにおける家庭訪問実施の目的と意義
- ・ 家庭訪問実施時の留意事項

5. コミュニティへの啓発活動方法／アドボカシー

- ・ 上記1～4の研修内容の整理
- ・ コミュニティへの子どもの保護に関する情報発信の企画・提案

6. 啓発活動

- ・ 5で提案した企画のコミュニティへの実践活動

7. 研修の理解度確認

- ・ 心理学に基づく1～5の研修内容講義
- ・ プレゼンテーション資料の作成
- ・ 1～5の研修内容の理解度テスト
- ・ 復習研修（理解度の低いトピックを中心とする）

なお本研修では、チームビルディングの場としての昼食会を開催する。研修には、様々なバックグラウンドを抱える難民の参加が予想され、かつ研修受講後の青少年は、青少年リーダーとして「子どもの広場」活動や青少年リーダー会議の場等で互いに協力しながら活動することが求められる。そこで、研修の一環として昼食会を開催し、チームビルディングの場として活用することで、今後の「子どもの広場」活動における企画・運営の円滑化、ひいては「子どもの広場」活動に参加する難民の子どもたちのライフスキル向上へ繋げることを見込んでいる。なお昼食会は、COVID-19感染防止対策実施の上で開催することとする。

(2) 「子どもの広場」活動

対象：1回平均15名の子ども×3か所（週5回）（※3か所：1年目実施の

2 地区 1 か所に加え、新たな 4 地区 2 か所の合計 3 か所)、保護者 15 名 (2 回) × 1 か所・15 名 (6 回) × 2 か所 (※1 年目から実施している「子どもの広場」では 2 回、2 年目から実施する 2 か所の「子どもの広場」では各 6 回ずつ)、青少年リーダー 7 名 (12 回) × 3 か所

目的：文化活動やスポーツを通じて参加者である子どもたちのライフスキル (生きる力) を高める。具体的には、絵を描くことでライフスキルの (7) 創造的思考を高めるとともに、スポーツを通じて、譲り合い・順番待ち・気遣い等を養う (2) 共感性、(3) 効果的コミュニケーションスキル、(4) 対人関係スキル、(9) 感情対処スキル、(10) ストレス対処スキルを身につける。青少年リーダーは本活動の企画・運営を通じて、子どもの保護活動を実施する能力を実践的に向上させる。また本活動中は、現地研修責任者が児童虐待の早期発見等のために、参加している子どもたちを観察し、子どもを保護することにつなげる。

監視体制：本活動は子どもの保護オフィサーが常駐及び監督の下、青少年リーダーが活動内容の企画・運営を行なう。事故等が発生した際には、子どもの保護オフィサー及び青少年リーダーが、常備している救急キットで応急処置を行ない、同キャンプ内にある保健省クリニックと連携し対応する。なお参加する子どもたちの怪我や事故を未然に防ぐため、週末に子どもの保護オフィサーと青少年リーダーは、翌週に実施する活動内容について話し合い、活動内容に危険性が含まれていないか確認する。本活動終了時には、子どもの保護オフィサーと青少年リーダーは活動の振り返りを行ない、プロジェクトマネージャーへ振り返り内容を報告する。

1. 活動場所の調整

(ア) (1) の「子どもの広場」建設が完了するまでの活動場所を、キャンプを管轄する UNHCR 及び現地政府難民・被災民保護局 (ONARS) と調整する。

2. 子どもの登録

子どもの保護オフィサー主導の下、青少年リーダーが、3 で後述する「子どもの広場」のライフスキル向上研修に参加する子どもたちの登録を行う。その際、子どもの保護オフィサーは保護者への活動説明と、子どもが活動に参加することの了承を得る。

3. 「子どもの広場」活動の実施

2 で参加登録した子どもたちを対象に、子どもの保護オフィサー監督の下、(イ) (1) の青少年が中心となり企画・運営を行い、平日の夕方にスポーツや文化活動を通じたライフスキル向上研修を実施する。現地研修責任者は、日常的な活動を通じて子どもの状況を把握しながら、カウンセリングや指導をすることで、問題の早期発見につなげる。

4. 保護者会議

「子どもの広場」に参加する子どもたちの保護者を中心に、キャンプ内で子どもたちが抱える課題を話し合い、子どもの保護強化への提言を行う。

5. 青少年リーダー会議

(イ) (1) の青少年が、「子どもの広場」活動の改善策について活動参加者の子どもを交えて月 1 回話し合い、子どもの意見を反映させた提言を行う。本会議では、ライフスキルの (5) 意思決定スキル、(6) 問題解決スキル、(7) 創造的スキル、(8) 批判的思考を身につける。「子どもの広場」開催時間中に行うため、1 回の青少年参加者数は登録者の半数とする。

3年次**(ア) ハードコンポーネント****(1) 「多目的センター」の建設活動**

ホルホル難民キャンプに暮らす人びとが子どもを取り巻く課題や地域の課題等について共有することができる「多目的センター」を建設することで、コミュニティの連帯を深め、コミュニティとして子どもの保護を実施していく。キャンプ内には、100名以上が集まり話し合うスペースがなく、かつジブチの50度を超える暑さから守ることができる屋根付きの建物はない。100名以上を収容することができる屋根付きの同センターを建設することで、一部の人びとだけが課題や解決策について話し合うことを避け、年齢性別を問わずキャンプに暮らす人びとが話し合い、子どもの保護に関する意識を高め連帯することで、コミュニティとして子どもの保護を実践し、子どもたちが安心かつ安全に暮らすことができるコミュニティ形成へつなげる。具体的には、2年次(ア)(2)提案箱の設置活動で、「子どもの広場」に設置された提案箱に寄せられた要望や提案に基づいて、申請団体及び必要に応じて他機関とともに住民集会を開催する。

加えて、子どもたちが安全にスポーツ等の活動をするための空間やコミュニティイベントを開催する場所としても同センターを活用することで、キャンプ内における連帯を深める場所とする。緊急時にはUNHCRや他機関による難民への物資提供の場等へ活用し、キャンプに暮らす人びとの安全確保へつなげる。なお1、2年次に建設する「子どもの広場」では、「子どもの広場」活動を週5日実施する。「子どもの広場」にて住民集会等を開催する場合は、子どもたちが場所を明け渡す必要が発生してしまうため、本センターを独立して建設することで、ソフトコンポーネント(2)「子どもの広場」活動に必要な活動空間を確保する。

1. 建設会社選定

新聞広告等による工事入札を行い、公平・公正な業者選定を実施する。

2. 建設工事

建設担当オフィサーによるモニタリングを適宜行い、瑕疵のない建設が行われるよう監督する。

3. 運営・管理体制

建設後は、申請団体がキャンプ内の住民を対象に説明会を開催し、同センター使用に係る注意事項等を説明する。同センター管理は、ONARSのキャンプリーダー及び子どもの保護オフィサーが担当し、キャンプの住民のニーズを汲み取ること、またキャンプの住民からの提案を受け付けることで住民集会等へつなげる。なお、多目的センターの鍵は、子どもの保護オフィサーが管理する。子ども向けの活動の場として活用する際には、子どもの保護オフィサーが子どもたちの安全確保及び同センターの管理を行なう。子ども向けの活動以外で多目的センターを使用する際には、使用希望者が子どもの保護オフィサーへ連絡する。

(イ) ソフトコンポーネント

青少年が「子どもの広場」を継続していけるようになるよう、1・2年次の研修で学んだ内容の復習を行うとともに、知識を行動へ移せるようになるための研修を、同キャンプの全地区を対象に実施する。

(1) 子どもの保護に関する青少年リーダー育成研修

研修実施者及び通訳：現地研修責任者及び子どもの保護オフィサー

対象：1回平均15名の青少年

(キャンプ外6回、キャンプ内6回：計12回) ※キャンプ外：首都ジブチ及びアリサビエ市となります。(キャンプからの距離はほとんど変わらないため、日程上、会場確保状況によって決定)

目的：本事業終了後に青少年中心で「子どもの広場」活動や子どもの保護のための地域啓発を継続していけるよう、持続発展性に配慮した能力強化を行う。

内容：子どもの保護研修12回(活動を実施している中での課題の共有と解決)

(2)「子どもの広場」活動

対象：1回平均15名の子ども×3か所(週5回)、保護者15名(2回)×3か所、青少年リーダー7名(12回)×3か所

目的：参加者である子どもたちが、文化活動やスポーツを通じてライフスキル(生きる力)を高める。具体的には、絵を描くことでライフスキルの(7)創造的思考を高めるとともに、スポーツを通じて、譲り合い・順番待ち・気遣い等を養う(2)共感性、(3)効果的コミュニケーションスキル、(4)対人関係スキル、(9)感情対処スキル、(10)ストレス対処スキルを身につける。青少年リーダーは本活動の企画・運営を通じて、子どもの保護活動を実施する能力を実践的に向上させる。また本活動中は、現地研修責任者が児童虐待の早期発見等のために、参加している子どもたちを観察し、子どもを保護することにつながる。

監視体制：本活動は子どもの保護オフィサーが常駐及び監督の下、青少年リーダーが活動内容の企画・運営を行なう。事故等が発生した際には、子どもの保護オフィサー及び青少年リーダーが、常備している救急キットで応急処置を行ない、同キャンプ内にある保健省クリニックと連携し対応する。なお参加する子どもたちの怪我や事故を未然に防ぐため、週末に子どもの保護オフィサーと青少年リーダーは、翌週に実施する活動内容について話し合い、活動内容に危険性が含まれていないか確認する。本活動終了時には、子どもの保護オフィサーと青少年リーダーは活動の振り返りを行ない、プロジェクトマネージャーへ振り返り内容を報告する。

1. 「子どもの広場」活動の実施

1年次(イ)(2)及び2年次(イ)(2)で参加登録をした子どもたちを対象に、子どもの保護オフィサー監督の下、(イ)(1)の青少年が中心となり企画・運営を行い、平日の夕方にスポーツや文化活動を通じたライフスキル向上研修を実施する。現地研修責任者は、日常的な活動を通じて子どもの状況を把握しながら、カウンセリングや指導をすることで、問題の早期発見につなげる。

2. 保護者会議

「子どもの広場」に参加する保護者を中心に、キャンプ内で子どもたちが抱える課題を話し合い、子どもの保護強化への提言を行う。

3. 青少年リーダー会議

(イ)(1)の青少年が、「子どもの広場」活動の改善策について活動参加者の子どもを交えて月1回話し合い、子どもの意見を反映させた提言を行う。「子どもの広場」開催時間中に行うため、1回の青少年参加者数は登録者の半数とする。

	<p>裨益人口</p> <p>直接裨益人口 ホルホル難民キャンプの子ども (約 240 人)・青少年 (約 45 人)、保護者・大人 50 名 計約 335 人</p> <p>間接裨益人口 ホルホル難民キャンプの子ども (約 2,090 人)・青少年 (約 980 人)・保護者 (約 3,530 人) 計約 6,600 人</p> <p>※直接人口は、直接研修に参加する人口を指し、間接人口は、啓発活動等によって、益を受ける人口 (キャンプ人口) を指します。</p>
<p>(6) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>【プロジェクト目標：ジブチ共和国ホルホル難民キャンプに暮らすエチオピアやソマリア等からの難民の子どもたちが適切に保護される環境が整えられる。】</p> <p>■1 年次■ (2 地区)</p> <p>【成果 1】 コミュニティ全体が子どもを取り巻く環境改善に取り組んでいる。 (指標 1) (イ) (2) 4 及び 5 の場等において保護者及び青少年によって提案された改善策案の 7 割を、保護者及び青少年、場合によっては子どもが実行する。 *当団体の過去事業において同様の指標は設定されていなかったが、当団体職員と協力して大多数の改善策に保護者及び青少年が関わることを見込んだ。ただし、保護者は家事等で時間的制約があるため、提案された改善策の 7 割の実行という指標とする。例えば、提案された改善策案が 10 件の場合、7 件の改善策が実行されることを示す。過去実績において、会議 1 回あたりの改善策案数は概ね 1 件であり、年間約 15 件の改善策案に対し改善策 10 件を実行している。</p> <p>【成果 2】 子ども及び保護者が虐待・差別等に関して必要な時に相談できる。 (指標 2) 「子どもの広場」活動に参加する子ども及びその保護者の 80% が、虐待や差別等から子どもを守る方法として必要な時に相談できる場所を知っている。 *当団体の過去事業において同様の指標は設定されていなかったが、「子どもの保護センター」の用途に関するチラシを配布することで、大多数の子ども及び保護者が利用できる施設について認識できることを見込み、80%という指標とした。相談場所の認識は、子どもの広場に来ている子ども及び保護者への聞き取りを通じて行う。なお過去実績において、「子どもの広場」活動に参加する子どもの数は年間 100 名程度 (実数) である。COVID-19 への対応として、訪問型の「子どもの広場」活動提供も想定し、「子どもの広場」活動に参加する子どもの数は年間 80 名程度 (実数) を見込み、64 名の子どもが「知っている」と答えることが指標となる。</p> <p>【成果 3】 子どもが自ら参加する活動に対して意見を述べる機会がある。 (指標 3) 青少年リーダー会議に参加した子どものうち、70%が意見を述べる。 *当団体の過去・継続事業 (N連ではない) において「子ども議会」というものがあり、子どもたちが活発に発言をする様子から、機会さえあれば積極的に発言できると見込むものの、「子ども議会」にはホルホル難民キャンプの全ての子どもが参加したわけではないため、指標 2 のように 80%にはせず、調整値として 70%という指標とした。青少年リーダー会議は月 1 回開催し、1 回あたり子ども 8 名の参加を見込んでいる。</p> <p>■2 年次■ (4 地区)</p> <p>【成果 1】 コミュニティ全体が子どもを取り巻く環境改善に取り組んでいる。 (指標 1) (イ) (2) 4 及び 5 の場等において保護者及び青少年によって提案された改善策の 7 割を、保護者及び青少年、場合によっては子どもが実行する。</p>

	<p>【成果 2】 子ども及び保護者が虐待・差別等に関して必要な時に相談できる。 (指標 2) 「子どもの広場」活動に参加する子ども及びその保護者の 80% が、虐待や差別等から子どもを守る方法として必要な時に相談できる場所を知っている。 * 「子どもの広場」活動に参加する子どもの数は、年間 240 名程度 (実数) を見込み、年間 192 名の子どもが「知っている」と答えることが指標となる。</p> <p>【成果 3】 子どもが自ら参加する活動に対して意見を述べる機会がある。 (指標 3) 青少年リーダー会議に参加した子どものうち、70%が意見を述べる。 ■3 年次■ (1 年次と 2 年次の合計 6 地区)</p> <p>【成果 1】 コミュニティ全体が子どもを取り巻く環境改善に取り組んでいる。 (指標 1) (イ) (2) 2 及び 3 の場等において保護者及び青少年によって提案された改善策の 8 割を、保護者及び青少年、場合によっては子どもが実行する。</p> <p>【成果 2】 子どもが自ら参加する活動に対して意見を述べる機会がある。 (指標 2) 青少年リーダー会議に参加した子どものうち、80%が意見を述べる。</p>												
<p>(7) 持続発展性</p>	<p>(ア) ハードコンポーネント 建設に係る承認及び予定地については、同キャンプを管轄する UNHCR 及び ONARS と調整済みであり、建設に係る最終調整は、本事業開始後 UNHCR 及び ONARS とともに行なう。建設後は、申請団体がキャンプ住民を対象に施設使用に係る説明会を開催する。各施設の事業管理については以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="456 1111 1410 1406"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>事業内容</th> <th>管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもの保護センター</td> <td>カウンセリング、啓発活動等</td> <td>申請団体、UNHCR/ONARS</td> </tr> <tr> <td>子どもの広場</td> <td>スポーツ、文化活動等</td> <td>申請団体、UNHCR/ONARS</td> </tr> <tr> <td>多目的センター</td> <td>住民活動、物資提供等</td> <td>申請団体、UNHCR/ONARS</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請団体は、本申請事業終了後も事業地での子どもの保護活動を継続予定であり、上記施設については本事業と同様の用途で活用される。よって、日常的な管理は申請団体が主体となって行なう。万一何らかの問題が生じた場合には、同キャンプを管轄する UNHCR/ONARS へ相談しながら対応する。これらは申請団体が 2018 年 3 月～2019 年 8 月に実施した同国マルカジ難民キャンプでの施設運営及び管理方法と同じであり、UNHCR/ONARS の了解を得ている。事業終了後にジブチ政府に譲渡することにつき、事業開始後に現地政府と合意書を交わす。</p> <p>本事業の持続発展性の確認方法は、施設目視により可能である。</p> <p>(イ) ソフトコンポーネント ソフトコンポーネントの中心的活動である「(2) 「子どもの広場」活動」は、「(1) 子どもの保護に関する青少年リーダー育成研修」の参加者が中心となって運営することで、3 年間の事業終了後もその効果を担保する。当団体の自主事業として、必要に応じてフォローアップを行うとともに、事業終了後 5 年間、申請団体が効果のモニタリングを行う。(難民キャンプを運営している現地政府及び UNHCR、「子どもの広</p>	施設	事業内容	管理	子どもの保護センター	カウンセリング、啓発活動等	申請団体、UNHCR/ONARS	子どもの広場	スポーツ、文化活動等	申請団体、UNHCR/ONARS	多目的センター	住民活動、物資提供等	申請団体、UNHCR/ONARS
施設	事業内容	管理											
子どもの保護センター	カウンセリング、啓発活動等	申請団体、UNHCR/ONARS											
子どもの広場	スポーツ、文化活動等	申請団体、UNHCR/ONARS											
多目的センター	住民活動、物資提供等	申請団体、UNHCR/ONARS											

(様式 1)

	場」活動を運営している現地スタッフや青少年へ「子どもの広場」の実施状況の聞き取りにより確認可能である)
--	---

(ページ番号標記の上, ここでページを区切ってください)